

制 定 平成 18 年 4 月 1 日
最近改正 令和 7 年 4 月 1 日

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付要綱

（目的）

第1条 この要綱は、重症心身障がい者（重度の身体障がい（肢体不自由）と重度の知的障がいが重複する者）が住み慣れた地域で生活するために、本市においてサービス対象者を重症心身障がい者として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条第 1 項に規定する障害福祉サービスのうち生活介護に係る事業を行う施設（以下「施設」という。）の運営を行っている法人に対し、重症心身障がい者の処遇の向上及び施設の円滑な運営を図るため、大阪市補助金等交付規則（平成 18 年大阪市規則第 7 号。以下「市交付規則」という。）に定めるもののほか、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金（以下「補助金」という。）の交付に係る申請、決定等について必要な事項を定めることを目的とする。

（補助の対象及び補助額）

第2条 この補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は次の各号に掲げる条件を満たす場合に交付するものとし、補助の対象となる経費（以下「補助経費」という。）は、別表のとおり定める。

- （1）保護者等による自家用車送迎が実施できない利用者がいること。
- （2）前項により、通所用バスの運行を実施していること。
- （3）利用定員が 40 名以上の施設であること。
- （4）送迎の対象範囲が大阪市全域であること。
- （5）原則として、1 日あたり延べ 20 人以上の利用者の送迎を行っていること。

2 補助金は、別表により算定した金額を限度とし、予算の範囲内で交付する。

（交付の申請）

第3条 この補助金の交付申請は、「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付申請書（様式第 1 号）」に市交付規則第 4 条各号に掲げる事項を記載し、事業開始日の属する年度の前年度の 3 月末までに、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 施設における収支予算書
- (3) バス運行にかかる経費のわかる書類

(交付の決定)

第4条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査、必要に応じて行う現地調査等により、法令等に違反しないかどうか、補助事業の目的、内容等が適正であるかどうか及び金額の算定に誤りがないかどうかを調査し、補助金の交付の決定をしたときは、「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付決定通知書(様式第2号)」により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

2 市長は、前項の調査の結果、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、理由を付して、「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金不交付決定通知書(様式第3号)」により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付の申請が到達してから30日以内に当該申請に係る補助金の交付の決定又は補助金を交付しない旨の決定をするものとする。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付の申請を行った者は、前条第1項の規定による通知を受領した場合において、当該通知の内容又は市交付規則第7条第1項の規定によりこれに付された条件に不服があり申請を取り下げようとするときは、「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付申請取下書(様式第4号)」により申請の取下げを行うことができる。

2 申請の取下げができる期間は、交付決定通知書を受けた日の翌日から起算して10日とする。

(補助金の交付方法)

第6条 市長は、補助事業の完了前に、その全部または一部を概算払により交付するものとする。

2 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第4条第1項に基づき決定された補助金の額の範囲内で概算払による交付を市長に請求するものとする。

3 市長は、前項の規定による概算払による交付の請求を受けたときは、概算払による交付を行う必要性を精査し、必要と認めたときは、当該請求を受けた日から

30日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 補助事業者は、市交付規則第6条第1項第1号の交付条件に基づき次の各号に定める補助事業の内容を変更しようとするときは、「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金補助事業変更承認申請書（様式第5号）」により行うものとし、同項第2号の交付条件に基づき補助事業を中止又は廃止しようとするときは「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金補助事業中止・廃止承認申請書（様式第6号）」により行うものとする。

- (1) 補助事業の対象となる施設の名称変更
 - (2) 補助事業の対象となる施設の所在地変更
 - (3) 代表者の変更
- 2 市交付規則第6条第1項第1号に規定する「軽微な変更」は、次のとおりとする。ただし、補助事業の目的に変更の無い場合に限る。
- (1) バス運行計画における、各コース内の対象人数や対象区域の変更。
 - (2) 補助事業にかかる経費の20パーセント以内の変更であって補助金交付額に影響がないもの。

(事情変更による決定の取消し等)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

- 2 前項の取消し又は変更を行った場合においては、市長は、「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金事情変更による交付決定取消・変更通知書（様式第7号）」により補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたとき、取消し又は変更後の補助金の額が既に交付を受けた補助金の額を下回っているときは、通知を受けた日から20日以内に、既に支出した補助金の額を市長が交付する納付書により戻入しなければならない。

(補助事業等の適正な遂行)

第9条 補助事業者は、補助金の他の用途への使用をしてはならない。

(立入検査等)

第10条 市長は、補助金の適正な執行を期するため、必要があると認めたときは、補助事業者に対して報告を求め、又は補助事業者の承諾を得た上で職員に当該

補助事業者の事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に対して質問させることができる。

(実績報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日）又は補助事業の廃止の承認を受けたときは「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金実績報告書（様式第 8 号）」に市交付規則第 14 条各号に掲げる事項を記載し、市長に報告しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 重症心身障がい者通所施設通所用バス利用状況報告書
- (2) 施設における収支決算書

(補助金の額の確定等)

第 12 条 前条第 1 項の規定による実績報告書の提出を受けたときは、報告書等の書類の審査及び領収書等根拠資料の現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金額確定通知書（様式第 9 号）」により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の精算)

第 13 条 補助事業者は、前条の規定による補助金の額の確定に係る通知を受けたときは、速やかに、「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金精算報告書（様式第 10 号）」（以下「精算書」という。）を作成しなければならない。ただし、年度の末日まで補助事業等が行われている場合又は補助事業等が継続して行われている場合にあっては、概算払による交付を受けた日の属する年度の末日に作成するものとする。

2 補助事業者は、精算書を当該補助事業の完了後 20 日以内（補助事業等が継続して行われている場合には各年度の末日から 20 日以内）に市長に提出しなければならない。

3 前 2 項の規定にかかわらず、あらかじめ提出した収支決算書に概算払に係る精算内容を表記し、かつ、収支決算書により表記された精算金額と前条により通知された金額に相違がないときは、収支決算書を提出したことをもって、精算書を提出したものとみなす。

4 市長は、第 1 項の規定による精算書又は前項の収支決算書の内容を精査し、精

算により剰余又は不足が生じていると認める場合には補助事業者あて通知しなければならない。

- 5 補助事業者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から 20 日以内に、剰余金を市長が交付する納付書により戻入り、又は速やかに不足額に係る請求をしなければならない。
- 6 市長は、前項の規定による不足額に係る請求を受けたときは、当該請求を受けた日から 30 日以内に当該請求に係る補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第 14 条 市長は、市交付規則第 17 条第 1 項により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すときは、「大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付決定取消通知書（様式第 11 号）」により通知するものとする。

(関係書類の整備)

第 15 条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、第 12 条の通知を受けた日から 5 年間保存しなければならない。

附則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行し、平成 19 年度以降の予算により支出する補助金について適用する。

附則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 7 年 4 月 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

別表

1台当たりの 補助基準額 (月額)	補助台数	使　　途	補助率
700,000円以内	3台以内	<p>通所用バスを運行するために必要な経費とする。 ただし、使途としては次のとおりとする。</p> <p>車検費・修理費・燃料費等 油脂費・タイヤ消耗費・償却費・ 取得税・重量税・自動車税 自賠責保険・任意保険 運行管理費・事務管理費等</p>	1 / 2

(様式第1号)

年 月 日

大阪市長

所在地

名称

代表者の氏名

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付申請書

標題の補助金について交付を受けたいので、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請します。

記

1. 交付を受けようとする補助金の額及びその算出の基礎

(1) 申請額 金 円

2. 補助金交付対象事業の名称、目的及び内容

(1) 名称

(2) 目的

(3) 内容

3. 補助事業等の開始日及び完了予定日

年 月 日～ 年 月 日

4. 添付書類

(1) 事業計画書

(2) 施設における収支予算書

(3) バス運行にかかる経費のわかる書類

(様式第2号)

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金については、次のとおり交付することとしたので、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付要綱第4条第1項の規定により通知します。

記

1. 補助金交付額 金 円

2. 補助金交付の条件

- (1) 補助金交付対象事業（以下「補助事業」という。）の内容、経費の配分又は執行計画の変更をする場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けるべきこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告してその指示を受けるべきこと。
- (4) 市長が、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、報告を求め、又は本市職員に事業所、事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる必要があると認めたときは、これに協力すべきこと。
- (5) その他、大阪市補助金等交付規則（平成18年大阪市規則第7号）及び大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付要綱の規定を遵守すべきこと。

3 その他

- (1) 市交付規則第11条の規定により、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を常に整備し、補助金の額の確定通知書を受けた日から5年間保存すること。
- (2) 本通知の決定内容（交付の条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に申請の取下げをすることができる。
- (3) 本通知受領のうえは、速やかに通知書全文の写しを添えて請書を提出すること。

(様式第3号)

大阪市指令福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金については、次の理由により交付しないこととしたので、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付要綱第4条第2項の規定により通知します。

(交付しない理由)

(様式第4号)

年 月 日

大阪市長

所在地

名称

代表者の氏名

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付申請取下書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて通知のあった
大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金の交付決定について、
大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付要綱第5条の規定
により申請を取り下げます。

記

1. 補助金交付決定通知書を受け取った日 年 月 日

2. 取下げの理由

(様式第5号)

年 月 日

大阪市長

所在地

名称

代表者の氏名

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金
補助事業変更承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付
の決定を受けた補助事業等について、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用
バス運行費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり変更の承認を申請
します。

記

1. 変更する内容及びその理由

(様式第6号)

年 月 日

大阪市長

所在地

名称

代表者の氏名

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金
補助事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業等について、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バ
ス運行費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり中止・廃止の承認を申
請します。

記

1. 中止・廃止の理由（中止の場合は、その期間）

(様式第7号)

大福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金
事情変更による交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定した
大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金について、大阪市重
症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金交付要綱第8条の規定により、
次のとおり取消・変更したので通知します。

記

1. 取消し・変更の内容

2. 取消し・変更の理由

(様式第8号)

年 月 日

大阪市長

所在地

名称

代表者の氏名

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金実績報告書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業等について、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バ
ス運行費補助金交付要綱第 11 条の規定により、次のとおり実績を報告します。

記

1. 補助金交付対象事業の名称

2. 補助金の予定金額 金 円

3. 添付書類

- (1) 重症心身障がい者通所施設通所用バス利用状況報告書
- (2) 施設における収支決算書

(様式第9号)

大福祉第 号
年 月 日

様

大阪市長

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金額確定通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定した
大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金については、次のと
おり補助金額を確定したので、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運
行費補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1. 確定金額 金_____円

(様式第 10 号)

年 月 日

大 阪 市 長

所 在 地

名 称

代表者の氏名

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金精算報告書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて補助金の交付
決定を受けた補助事業等について、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バ
ス運行費補助金交付要綱第 13 条の規定により、次のとおり精算内容を提出しま
す。

記

1 精算内容 受領額 金 円

支出額 金 円

差引剰余（又は不足）額 金 円

2 添付書類

- (1) 収支決算書
- (2) 経費の支出を確認できる領収書の写し等

(様式第 11 号)

大福祉第 号
年 月 日

様

大 阪 市 長

大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金
交付決定取消通知書

年 月 日付け大阪市指令福祉第 号にて交付決定した
大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス運行費補助金については、次のと
おり交付決定を取り消したので、大阪市重症心身障がい者通所施設通所用バス
運行費補助金交付要綱第 14 条の規定により通知します。

1. 取消しの内容

2. 取消しの理由